

大津市議会ミッションロードマップ

～平成30年度 検証・評価結果～

平成31年3月

大津市議会

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
政策立案	(仮) がん対策推進基本条例	(仮) 土地利用基本条例		
	議決事件の検証			
		議会における行政評価		
議会改革	専門的知見を有する職能団体との連携強化			
	正副議長選出に係る立候補制及び所信表明制度の導入並びに適宜の議長記者会見の実施	政策形成過程における住民参加のあり方検討		
		議会活動の評価制度の構築		
	議会図書室の充実			

1 平成30年度テーマと評価結果（自己評価）について

(1) (仮称) 大津市土地利用基本条例の制定 ⇒ 目標未達成・完了・継続

テ	マ	(仮称) 大津市土地利用基本条例の制定						
工	程	平成 28 年度から平成 30 年度まで						
進	捗	平成 30 年度では、平成 28 年度からの協議を踏まえ、平成 29 年度の協議で課題となった都市計画法その他の既存の法制度との整合、その他多角的に検証・検討すべき事項について、委員間や各会派での議論を通じて熟議・合議を重ねた結果、今期における条例案の提案は行わず、協議を通して明らかとなった「土地利用の課題」を次期ミッションロードマップ策定にあたっての、申し送りとしてまとめた。						
評	価	結	果	目 標 達 成	概 ね 目 標 達 成	一 部 目 標 達 成	目標未達成	未着手
進	行	管	理	完了	継続	見直し	取消し・廃止	その他
方	向	性	継続					
備	考	<p>政策検討会議における検討状況</p> <p>平成 28 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9 回の会議を開催（うち専門的知見（龍谷大学 阿部准教授等）の活用 5 回） <p>平成 29 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 12 回の会議を開催（うち専門的知見（龍谷大学 阿部准教授）の活用 4 回） ・ 法学的見地からの助言等（龍谷大学 大田教授、本多教授、石塚教授） ・ 関係団体との意見交換 5 団体（農業委員会、自治連合会、滋賀県建築士会大津地域会、公益社団法人滋賀県不動産鑑定士協会、公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会） ・ 市長及び副市長との協議 4 回 <p>平成 30 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 7 回の会議を開催（うち専門的知見（龍谷大学 阿部教授）の活用 2 回） 						

(2) 若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり ⇒ 概ね目標達成・完了・継続

テーマ	若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり				
工程	平成 27 年度（後半）から平成 30 年度まで (政策検討会議における制度設計 平成 29 年度から平成 30 年度まで)				
進捗状況・実績	<p>平成 29 年 6 月に政策検討会議を設置し、制度設計に向けた具体的な協議を進めている。これまでに 18 回会議を行い、若者のニーズや考えを知るために、龍谷大学と同志社大学のゼミ生と意見交換を行うとともに、これまでの取り組みや既存事業・施策を検証するため選挙管理委員会や学校教育課とも意見交換を重ねてきた。</p> <p>また、議会（議員）が主体的に取り組める事項として、夏休みを活用した議場見学会や議員による学校訪問（小学校）を企画し、実践することができた（議場見学会は台風で中止）。</p> <p>これまでの協議を踏まえ、執行機関での取組み部分として、改善等の提言をまとめるとともに、議会としても継続した取組みが必要との結論に達し、次期以降も議会が主体的に取り組める内容の構築を進めるべく報告書としてまとめた。</p>				
評価結果	目標達成	<u>概ね目標達成</u>	一部目標達成	目標未達成	未着手
進行管理	<u>完了</u>	継続	見直し	取消し・廃止	その他
方向性	継続				
備考	<p>当初、当該テーマは平成 29 年度から平成 30 年度（前半）までの実行テーマであったが、平成 27 年度に大学生及び高校生との意見交換会を当該テーマに関連付け実施したことを踏まえ、平成 27 年度の検証・評価において当該テーマの工程を平成 27 年度（後半）から平成 30 年度（前半）までの 4 年間に見直したものである。（制度設計は、平成 29 年度から平成 30 年度（前半）まで）</p> <p>平成 28 年度には、龍谷大学のゼミ生と「政治への関心や投票率向上に向けて」をテーマにワークショップによる意見交換会（ゼミ生 28 人、議員 28 人）を実施した。</p> <p>平成 30 年度（前半）の工程について、議会運営委員会の承認を得て、平成 30 年度末まで延長した。</p>				

(3) 政策形成過程における住民参加のあり方検討 ⇒ 一部目標達成・完了・継続

テーマ	政策形成過程における住民参加のあり方検討				
工程	平成 29 年度から平成 30 年度まで				
進捗状況・実績	<p>これまでに議会として経験のある議会報告会や各種団体との意見交換会、パブリックコメントなどに加えて、住民参加の手法として、市民のニーズや課題を把握する手法として議会局で調査研究を進めてきた。</p> <p>平成 30 年度は、慶応義塾大学曾根教授を招へいし、全議員を対象とした研修会を通じ「討論型世論調査」について調査・検討し、市長へ制度導入の提言を行った。</p> <p>なお、議会ホームページによる議案等に対する市民意見の募集や議会モニターによる意見聴取など恒常的に市民意見を聴取する制度構築には至らなかった。</p>				
評価結果	目標達成	概ね目標達成	一部目標達成	目標未達成	未着手
進行管理	完了	継続	見直し	取消し・廃止	その他
方向性	継続				
備考	<p>討論型世論調査 (deliberative polling :DP) 1 回限りの表面的な意見を調べる通常の世論調査ではなく、討論のための資料や専門家から十分な情報提供を受け、小グループと全体会議でじっくりと討論した後に、再度、調査を行って意見や態度の変化を見る手法 (慶応義塾大学 SFC 研究所)</p>				

2 次期ミッションロードマップへの申し送り事項について

(1) 個別のテーマに関する事項

① (仮称) 大津市土地利用基本条例の制定

今期においては、合併を繰り返してきた経緯等も含め、地域特性を土地利用に反映していく観点を持ち、基本条例の制定を目指し、地域、各種団体等、執行部と意見交換し、また、龍谷大学阿部教授にも指導いただきながら協議を進めてきた。しかしながら、委員間や各会派での議論の結果、今期においては条例の提案は見送られたが、協議を通して明らかとなった「土地利用の課題」への対応は未完であることから、次期ミッションロードマップでの検討課題とする是非についての議論が必要である。

② 若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり

今期においては、大学生、高校生、小学生を対象に議会として意見交換や授業の場を設定し、議会が担う主権者教育として一定の形は整えられた。

しかし、その場で得た成果を、議会の政策立案や投票率向上の仕組みづくりに生かすことはできておらず、課題として残されている。

さらに、今回、執行機関へ提言した内容について市議会として検証を行うことや、「議場見学会」・「議員による学校訪問（授業）」等を議会全体として実施していくこと、学校に選択してもらいやすいプログラムを作成することのほか、若年有権者との意見交換の場についても定例化して、若者の考えを市政に反映させていくことなども求められる。

については、「若者の議会・政治への関心を高める」ため、次期ミッションロードマップの策定にあたっては、議員任期の枠を超えて対応すべき課題とすることが望まれる。

③ 政策形成過程における住民参加のあり方検討

これまでから議会として各種団体との意見交換会などにより、市民のニーズや課題把握に努めてきた。今期においては、行政課題への市民意見を的確に把握する手法として、慶応義塾大学曾根教授を招へいし、全議員を対象とした研修会を端緒として「討論型世論調査」について調査・検討し、市長へ制度導入の提言を行った。

しかしながら、議会として主体的に取り組む政策形成に向けての手法の確立には至らず、課題として残されている。

については、例えば議会ホームページによる議案等に対する市民意見の募集や議会モニターによる意見聴取など、恒常的に市民意見を聴取する制度の構築に向けての取組を継続することが必要である。

(2) ミッションロードマップの枠組み等に関する事項

- ① 政策検討会議は、議会内の会議体である以上、会派の意見調整の場ではなく、同会議が主導していくことが望ましい。同会議の恒常的設置（任期にこだわらず）、議論のオープン化も検討されるべき。

【見直し案】 ミッションロードマップの工程については、4年間（議員任期）にとらわれることなく、設定を可能とする。

- ② 議会がまず果たすべき政策立案機能は、現在の市にある問題を明らかにし、自治体として取り組むべき課題を抽出すること。

【見直し案】 ミッションロードマップの実行テーマ設定に当たっては、「条例制定」自体を当初目標とせず、自治体として取り組むべき課題を抽出することを中心とし、その中で課題に応じた問題解決の手法・手段も検討する。

- ③ 議員提案条例の定期的な見直しや検証のためのシステム構築の検討

【見直し案】 議員提案条例制定後の検証について、一定期間（2年間）経過した条例については、所管の常任委員会で検証し、見直しが必要な場合も所管の常任委員会が所掌する。

- ④ その他（政策検討会議設置規程第4条及び第7条関係）

現行規程では、任期中に会派の異動（解散、脱退等）があった場合、協議の途中から委員構成が変更となる。

【見直し案】 政策検討会議設置後に、委員構成が変更となる場合のルール化が必要と思われる。

⑤ その他（政策検討会議設置規程第11条第2項関係）

政策検討会議は、協議経過等について、必要に応じて全体会に報告する。

【見直し案】現行規程においては、「政策検討会議は、協議経過等について、必要に応じて全体会に報告する」とされているが、議員全体での課題共有や市民への説明責任を果たすことから、工程の中途においても協議経過等についての全体会開催やホームページでの公表について見直しを実施する。

《参考》ミッションロードマップに対する外部評価

評価項目	議会の自己評価		今里教授 (龍谷大学)		駒林教授 (立命館大学)		真山教授 (同志社大学)	
	評価結果	今後の方向性	評価結果	今後の方向性	評価結果	今後の方向性	評価結果	今後の方向性
議会ミッションロードマップの策定	成果が出ているが改善の余地がある	一部改善	成果が出ているが改善の余地がある	一部改善	成果が出ているが改善の余地がある	一部改善	成果が出ているが改善の余地がある	一部改善

【ミッションロードマップに関する外部評価者の具体的記述（要約）】

- 全国各市議会に対して先導的な津市議会の議会改革を「持続可能な」のものとするためには、改革の進捗状況の継続的な把握と点検を行うとともに、改革継続の「エンジン」をどこに求めるかであろう。改革の「背骨」たる議会基本条例とそれを具体化するミッションロードマップをベースラインとした PDCA サイクルの実現がこの「エンジン」となりうるように思われる。
- 次期のミッションロードマップの策定が議会活動の方向性を決定する部分もあるので、策定に対して市民の何らかの関与があってよいと思われる。
- 議会の機能として政策立案を重視していることは評価できる。特に行政が提案しづらい課題に関しては議会が積極的に条例化していくことが期待されることである。ただ、政策立案機能＝条例制定ということではない。条例には、問題解決のための手段、手法を定めるだけでなく、そもそも何が問題でどのような課題を設定しているかを明示する機能がある。そのような理解に立てば、議会がまず果たすべき政策立案機能は、現在の市にある問題を明らかにし、自治体として取り組むべき課題を抽出することであろう。その意味では、現在の政策検討会議が、条例案をまとめるための調整会議にとどまっていなかったかの検証が必要である。

- 議会基本条例を具現化し、市議会の見える化を推進するために、政策立案と議会改革について、4年間の実行目標や工程を示したロードマップであり、議会としての計画的な取り組みを可視化した点は、議員にとっても市民にとっても大きな意義があり、先進的な取り組みとして高く評価できる。計画された工程については、企図した成果をあげ目標達成とされているものがある一方、見直し（「大津市土地利用基本条例の制定」）や取消（「大津市交通基本条例の制定」）も見られる。随時見直すことは必要であるが、テーマについては策定段階でより精密に精査することも必要となろう。また既に指摘されているように、長期にわたるテーマに関する中間報告などは、可視化のためにも進捗管理のためにも必要ではないかと考える。

**ミッションロードマップ実行テーマ・進行管理
参考資料**

〈ロードマップの実行テーマ 詳細〉

大分類	中分類	テーマ（項目）	取組内容	実施機関	工程				議会基本 条例				
					平成 27 年度 前半	平成 27 年度 後半	平成 28 年度 前半	平成 28 年度 後半		平成 29 年度 前半	平成 29 年度 後半	平成 30 年度 前半	平成 30 年度 後半
政策立案	条例制定	（仮称）大津市がん対策推進基本条例の制定	がんは日本人の死亡原因の第1位であり、3人に1人はがんにより死亡し、その罹患率も増加傾向にある状況を踏まえ、市民への意識啓発としてがんの予防、早期発見を推進するとともに、がん対策に取り組む行動理念を示し、地域のがん医療の水準向上を図り市民が安心して暮らせる社会を実現することを目的とするもの	政		→							第4条 第17条
		（仮称）大津市土地利用基本条例の制定	これまでの土地利用に係る行政の課題（個別法に基づく所管部局の連携不足や責任体制の不明確、土地利用問題協議会の形骸化等）を踏まえ、多様な視点（政策・環境・衛生・防災等）からなる土地利用に係る基本的な方針・方向性を明確にするとともに、市の総合計画、国土利用計画及び都市計画マスタープラン等の計画の位置付け・関連性を整理することで、本市が目指す土地利用の推進を図ることを目的とするもの	政					→				第4条 第17条

大分類	中分類	テーマ（項目）	取組内容	実施機関	工程				議会基本条例					
					平成27年度 前半	平成27年度 後半	平成28年度 前半	平成28年度 後半		平成29年度 前半	平成29年度 後半	平成30年度 前半	平成30年度 後半	
		（仮称）大津市交通基本条例の制定	市域は南北に細長く、山間部から都市部まで多様な地域特性を有し、その中で市民生活が営まれているが、核家族化の進行や高齢者人口が増加する状況下において、買い物や病院への移動手段、公共交通の確保が課題となっている。また、全国的な方向性として持続可能なまちづくりとしてコンパクトシティの考えが提唱されている。このような中で、大津市の特性を踏まえた公共交通に係る持続可能な仕組み、実効性のある取組の根拠となる基本方針を定め、地域の活性化を図ることを目的とするもの	政										第4条 第17条
	行政検証	議決事件の検証	基本条例第19条の趣旨に基づき、これまでの議決事件の検証に加え、行政計画やその他の事項について、行政との協議・議論の下に、追加・拡充を検討し、議決機関としての役割と責任を果たすもの	政										第4条 第19条

事前調査・検証、執行部協議等

条文作成

検証、執行部協議等

条文作成

大分類	中分類	テーマ（項目）	取組内容	実施機関	工程				議会基本条例						
					平成27年度 前半	平成27年度 後半	平成28年度 前半	平成28年度 後半		平成29年度 前半	平成29年度 後半	平成30年度 前半	平成30年度 後半		
		議会における行政評価	執行部においては行政評価システムに基づく施策評価や事務事業評価を実施しているところであるが、議会としてその行政評価の検証や執行部と違った視点をもって、費用対効果や市民ニーズとの整合性などを含め評価・検証し、議会としての監視機能を発揮する中で政策立案へとつなげることが必要であり、そのための仕組み・制度を検討するもの	政											第4条 第17条
	施策提案	若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり	学生をはじめとする若者の政治に対する関心や興味の低さ、低投票率の状況を踏まえ、市政や議会への関心と投票率の向上を図るため、これまでの取組の検証をはじめ、議場見学などより市民ニーズを反映するための方策やIT等を活用した多様な仕組みを創出するもの	政広											第4条 第17条

大分類	中分類	テーマ（項目）	取組内容	実施機関	工程								議会基本条例
					平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		
					前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	
議会改革	権能強化	専門的知見を有する職能団体との連携強化	これまでも市議会においては、専門的知見の活用として、3大学とパートナーシップ協定を締結し、政策検討会議に当該大学の教授から助言や指導を受け、市議会の政策立案に大きな効果をもたらしている。これに加え、今後想定される多様な行政課題を見据える中、職能団体による専門的な見地からの助言は、政策形成において非常に有益であり連携強化に努めるもの	議（局）									第5条 第21条 第24条
					<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 条例や計画、新たな施策など、行政課題や分野が特定される時点で関連する職能団体と連携（協定）を実施 </div>								

大分類	中分類	テーマ（項目）	取組内容	実施機関	工程				議会基本条例						
					平成27年度 前半	平成27年度 後半	平成28年度 前半	平成28年度 後半		平成29年度 前半	平成29年度 後半	平成30年度 前半	平成30年度 後半		
	住民参画	政策形成過程における住民参加のあり方検討	市の政策に対し、多様な市民の声やニーズを反映することは、議会の役割でもあり、また、大きな課題でもある。執行部では意識調査やフォーラム、議会では議会報告会などを通して情報の収集や発信、さらには広報やネットによる情報提供など多様な媒体やツールを活用し、市民ニーズの把握に努めているところであるが、改めて、議会として政策形成過程における住民参加のあり方について検討をするもの	議広(局)											第14条第21条
	議会運営	議会活動の評価制度の構築	これまで市議会が自らの議会活動を評価する仕組みはなかったが、基本条例及びロードマップの策定を踏まえ、議会としての自主性・自律性を基本に評価制度を検討し、議会の見える化の推進と議員活動の活性化を図るもの	議(局)											第5条第21条

大分類	中分類	テーマ（項目）	取組内容	実施機関	工程				議会基本 条例				
					平成 27 年度 前半	平成 27 年度 後半	平成 28 年度 前半	平成 28 年度 後半		平成 29 年度 前半	平成 29 年度 後半	平成 30 年度 前半	平成 30 年度 後半
		正副議長の選出に係る立候補制及び所信表明制度の導入並びに適宜の議長記者会見の実施	正副議長の立候補制及び所信表明制度を導入するとともに、議長の記者会見についても、その効果的・効率的な運用を検討し、市民に開かれた市議会、市民への説明責任、議会の見える化を促進するもの	議		→							第 4 条 第 5 条 第 21 条
	広報広聴	議会図書室の充実	議会図書室においては、図書の更新整備をはじめ、ネットを活用した情報検索の活用や司書によるレファレンスを検証し、議員の調査研究・政策立案に資する体制を計画的に整えるもの	議 広 (局)					→				第 5 条 第 21 条 第 27 条

※政 → 政策検討会議・・・ 議会から条例などの政策提案に関する協議を行うために設置された会議

議 → 議会運営委員会・・・ 議案や議会運営などに関する事項について、調査や審査を行うために設置された委員会

広 → 広報広聴委員会・・・ 議会広報紙の編集、発行及び議会広聴に関する協議を行うために設置された委員会

(局) → 議会局・・・ 地方自治法に基づき、議会に関する事務などを処理するために設置された事務局

※議会運営及び広報広聴に係るテーマに係る工程の詳細などは、それぞれの実施機関で決定します。

大津市議会ミッションロードマップの進行管理について（抜粋）

（１）進行管理の機関

ロードマップの進行管理（当該ロードマップ策定時には想定しなかった重要又は緊急の事態が生じた場合における、当該重要又は緊急の事態の取扱いに係る運用を含む。以下同じ。）は、議会運営委員会で行います。

（２）進行管理の実施時期

ロードマップの進行管理は、原則として毎年１回、３月に実施します。ただし、議会運営委員会が必要と判断した場合は、この限りではありません。

（３）進行管理の手法

進行管理は、当該年度に実施しているテーマ（項目）の進捗状況を検証し、次年度以降のテーマの確認（テーマの変更、取扱順位及び工程の変更を含む。）を行います。

（４）外部視点からの議会活動の評価

最終年度においては、４年間の成果を外部からの視点も取り入れて客観的・総合的に評価・検証し、次期議員任期における議会活動に活用します。

平成２７年度の検証・評価結果

１ 平成２７年度テーマの検証と評価

- （１）（仮称）大津市がん対策推進基本条例の制定 ⇒ 目標達成・完了
- （２）議決事件の検証 ⇒ 目標達成・継続
- （３）正副議長選出に係る立候補制及び所信表明制度の導入並びに適宜の議長記者会見の実施 ⇒ 目標達成・完了
- （４）議会図書室の充実 ⇒ 目標達成・継続

２ 改正点

「若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり」の工程を次のように改正

改正前 平成２９年度から平成３０年度まで

改正後 平成２７年度から平成３０年度まで

平成28年度の検証・評価結果

1 平成28年度テーマの検証と評価

- (1) (仮称) 大津市土地利用基本条例の制定 ⇒ 目標達成・継続
- (2) 議決事件の検証 ⇒ 目標達成・完了
- (3) 議会における行政評価 ⇒ 目標達成・継続
- (4) 議会活動の評価制度の構築 ⇒ 目標達成・継続
- (5) 議会図書室の充実 ⇒ 目標達成・完了

2 改正点

・「(仮称) 大津市交通基本条例の制定」の工程を次のように改正

改正前 平成29年度から平成30年度まで

改正後 平成30年度

平成29年度の検証・評価結果

1 平成29年度テーマの検証と評価

- (1) (仮称) 大津市土地利用基本条例の制定 ⇒ 目標未達成・見直し
- (2) 議会における行政評価 ⇒ 目標達成・継続
- (3) 若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり ⇒ 目標達成・継続
- (4) 政策形成過程における住民参加のあり方検討 ⇒ 一部目標達成・継続
- (5) 議会活動の評価制度の構築 ⇒ 目標達成・完了

2 改正点

・「(仮称) 大津市土地基本条例の制定」の工程を次のように改正

改正前 平成28年度から平成29年度まで

改正後 平成28年度から平成30年度まで

- ・「(仮称) 大津市交通基本条例の制定」の工程を次のように改正

改正前 平成30年度

改正後 工程(テーマ)の取り消し